

令和8年度 男女共同参画普及啓発事業 業務委託仕様書

1 事業目的

本市では、大阪市男女共同参画推進条例第11条において「男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。

男女共同参画の施策を進めるにあたっては、地域団体・NPO・企業等地域社会の多様な担い手が協働し、市民生活に密接に関わる地域で特性や実態に則した取組みを進めることが求められている。

本事業は、男女共同参画施策に関する情報を発信し、生活の身近な場面で男女共同参画への理解を深めることを目的として、市民のニーズや意見を把握のうえ、時勢に応じたコンテンツ等を活用し、各区と連携した啓発や大阪市全域を対象とした啓発を実施する。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 事業内容

(1) 各区での啓発

①各区と連携した啓発

「男女共同参画」にかかる「啓発活動」を企画し、区役所と調整のうえ、実施すること。

- ・男女共同参画に関する統計等の結果を踏まえ、男女共同参画の推進に資するテーマを3つ以上選定し、各区が選択できるようにすること。
- ・3つ以上のうち、1つは「デートDV (DVを含む)」とし、「デートDV (DVを含む)」については、基本的には啓発物の新規作成は行わず、令和4年度以降に本市発注にて作成した啓発物データを活用すること。(活用にあたり年数の経過に伴う修正が必要な場合、修正等対応すること)
- ・3つ以上のうち、少なくとも1つは、24区へのアンケート結果で希望があった次の(i)～(iii)のいずれかを反映したテーマとすること。
- ・「②啓発動画の作成」及び「(3)市民の意識を反映したポスターの作成」とのテーマの重複は、差し支えない。

<テーマ(次のうちから1つ選択すること)>

- i. 地域活動における男女共同参画の課題(地域における女性活躍の推進)
- ii. 介護における男女共同参画
- iii. 「男女共同参画とは」(子ども向け啓発)

- ・「啓発活動」の実施期間は、令和8年10月1日～令和9年2月末日とする。
※但し、各区との調整により、上記期間において実施できないことが生じた場合、受注者と発注者で協議のうえ、期間外で行うことは可能とする。
- ・24区すべてにおいて、「啓発活動」を実施すること。
- ・「啓発活動」の実施においては、受注者が主体となり、一連の調整や運営（実施にかかる各区や使用会場との調整、必要物品の準備や搬出入、会場の設営・管理・撤収、発注者への報告など）を行うこと。
- ・実施に際し各区の要望に応じ必要となる物品（デジタル機器、パネル、スタンド等）は、受注者が用意するものとする。
- ・啓発物等を作成する際は、やさしい日本語やイラストを用いるなど子どもや外国人住民へ可能な限り配慮したものとすること。
- ・各区啓発活動において会場のスペースや設備状況が異なることから啓発物の掲出等各区の担当者と調整のうえ契約の範囲内で可能な限り柔軟に対応すること。
- ・各区の担当者及び連絡先については、契約後に発注者より受注者に情報提供する。
- ・企画の詳細、その他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定する。

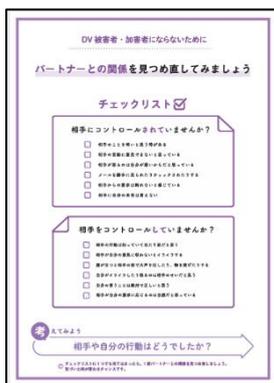
<参考：過去の各区と連携した啓発の実施例>

- ・啓発パネル展示
- ・区民まつり等でのブース出展
- ・デジタルサイネージでの動画放映

<参考>

男女共同参画普及啓発事業啓発パネル「テーマ：デートDV（DVを含む）」

令和4年度作成「テーマ：DV」（6枚）



令和5年度作成「テーマ：デートDV」（6枚）



令和6年度作成「テーマ：デートDV」（6枚）



令和7年度作成「テーマ：デートDV」(7枚)



②啓発動画の作成

各区ホームページへの掲載や小型デジタルサイネージ等での放映を行うため啓発動画を1テーマ以上選定し作成のうえ、提供すること。

ア. ターゲットの選定

「啓発動画」の作成に際しては、男女共同参画に関連する政府統計や学術研究等のデータや意識調査等を分析のうえ、専門的な知見によりターゲットとする対象者を定めること。

イ. テーマ

「啓発動画」の作成に際しては、啓発を主としてターゲットとする対象者を意識し、社会情勢を踏まえた親しみやすく身近な「男女共同参画の視点」にかかるテーマを、1つ以上設定のうえ、実施すること。「①各区と連携した啓発」及び過去のテーマとの重複は、差し支えないが、「デートDV (DVを含む)」についてはテーマから除外すること。

<参考：過去のテーマ>

「家事シェア」、「男女共同参画の視点からの防災」、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」、「児童虐待の防止」、「女性の活躍促進」、「男性にとっての男女共同参画・子育て」、「ジェンダー平等」、「男性の家事・育児」、「デート DV」、「アンコンシャス・バイアス」、「ワーク・ライフ・バランス」

ウ. 内容

- ・本市「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」を踏まえたものとする。
- ・市民ニーズや意識を反映させるため、アにおいて定めた対象者を含めた市民から、意見やアイデアを聴取する機会を企画し、実施すること。
- ・「啓発動画」は、本市において、次年度以降も使用が可能であるものとし、作成年度・組織名称は記載しないこと。
- ・「啓発動画」には、「大阪市男女共同参画普及啓発事業」において作成したことが分かるよう、発注者と相談のうえ、事業名等を表示すること。
- ・統計調査やデータ等を引用する場合は出典を明記し、引用する調査結果やデータ等は、最新かつ概ね2年以内のものとする。
- ・やさしい日本語やイラストを用いるなど子どもや外国人住民へ可能な限り配慮したものを作成すること。

エ. 時間・本数

下記の内容でそれぞれ作成すること。

- ・1分程度の動画を、1本以上
- ・15秒程度の動画を、1本以上

オ. 字幕

スピーカーのない環境（無音声）での放映時も問題のないように考慮し、必要に応じてテロップ等をつけること。

カ. 規格

規格は以下のとおりとする。

- ・フォーマット…WMV および MP4（Windows Media Video 形式、拡張子は『.wmv』および『.mp4』）で作成すること。
- ・解像度…16：9のフルHD(1080i)動画で作成したうえで、Web配信やイベント放送用に変換する。

※制作した動画は、YouTube でのインターネット配信またはプレイヤー・パソコンでの DVD 再生による放映を想定しているため、それらに対応できる容量及び形式で作成すること。

キ. 納品・納期

- ・動画データを格納した DVD(もしくは CD)を発注者に納品すること。
- ・納期は、令和 8 年 10 月末日とする。

ク. その他

- ・仮編集の段階までに、発注者にプレビュー（映像によるチェック）を受けること。動画の内容やその他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定する。

(2) 全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施

次の「①男女共同参画週間（令和 8 年 6 月 23 日から令和 8 年 6 月 29 日）」の期間における啓発」および「②「女性に対する暴力をなくす運動（令和 8 年 11 月 12 日から令和 8 年 11 月 25 日）」の期間における啓発」の取組期間において、次のとおり啓発事業を実施する。

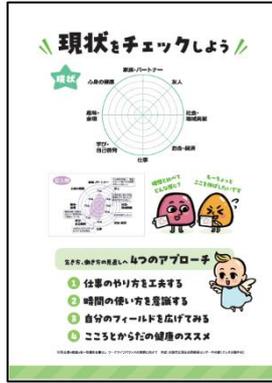
- ① 「男女共同参画週間（令和 8 年 6 月 23 日から令和 8 年 6 月 29 日）」の期間における啓発
発注者が保有する「令和 7 年度 男女共同参画普及啓発事業」で作成した啓発パネルデータを活用し、大阪市役所 1 階東側玄関ホールで展示するための作品を作成すること。

作成物の詳細やその他の事項については、契約後に受注者と発注者で協議のうえ決定する。なお、展示の場所は発注時点での予定であるため、変更となる場合がある。

<参考>

令和7年度男女共同参画普及啓発事業啓発パネル（3種類・各7枚）

・テーマ1：ワーク・ライフ・バランス



・テーマ2：デートDV



・テーマ3：世界と日本 男女共同参画のいま



② 「女性に対する暴力をなくす運動（令和8年11月12日から令和8年11月25日）」の期間における啓発
 令和8年11月1日～令和8年11月30日の間に、大阪市民を対象に広く周知啓発を行うことができる街頭啓発等を1回以上実施すること。

ア. 開催場所
 大阪市内商業施設等

イ. テーマ、内容
 「女性に対する暴力をなくす運動（令和8年11月12日から令和8年11月25日）」の期間」の実施目的を理解したうえで、男女共同参画の普及に資するテーマや内容とすること。

ウ. 企画・運営

- ・街頭啓発にあたっては、理解促進に資する展示・ワークショップ等も併せて実施すること。
- ・実施会場の選定にあたっては、幅広い年齢層の多くの市民が通行する場所を選定すること。とりわけ、若年層への啓発効果を考慮した場所を選定すること。

- ・実施にあたっては、対面や紙面といった従来のツールだけでなく、Web や SNS、VR や AR 等を利用した内容を組み込むなど、時代に即した内容や技術を、積極的に活用すること。
- ・実施会場の施設状況に応じて、受注者が主体となり、一連の調整や運営（使用会場との調整、必要物品の準備や搬出入、会場の設営・管理・撤収、発注者への報告など）を行うこと。
- ・実施会場の設備状況に応じて、必要となる物品（デジタル機器、パネル、スタンド等）は、受注者が用意するものとする。

エ. その他

企画や運営の詳細、その他の事項については、発注者と受注者の双方で協議し、決定した内容に基づき実施すること。

(3) 市民の意識を反映したポスターの作成

男女共同参画の推進が、「持続可能な開発目標（SDGs）」に必要な基盤にも繋がることを踏まえ、性別・年齢・国籍・職業・家族形態などに関わらず、すべての人に関連することであることを広く啓発するため、本市施設だけでなく、公共交通機関や商業施設等の不特定多数が利用する施設において、掲出できるポスターを1種類以上作成すること。

ア. テーマ

男女共同参画に関する統計等の結果を踏まえ、男女共同参画の推進に資するテーマを1つ以上設定し、作成すること。なお、「(1) 各区での啓発」との重複は、差し支えない。

イ. 内容

- ・内容は、「男女共同参画」の推進に関与するものとする。
- ・内容に、市民ニーズや意識を反映させるため、市民から、意見やアイデアを聴取する機会を企画し、実施すること。
- ・「啓発ポスター」は、本市において、次年度以降も使用が可能であるものとし、作成年度・組織名称は、発注者から指示があった場合を除き記載しないこと。
- ・「啓発ポスター」には、「大阪市男女共同参画普及啓発事業」において作成したことが分かるよう、発注者と相談のうえ、事業名等を表示すること。
- ・掲出にあたり、掲出先が掲載を指定するロゴ等がある場合は、掲出先の規定に応じたデザインの修正を受注者により行うこととする。

- ・統計調査やデータ等を引用する場合は出典を明記し、引用する調査結果やデータ等は、最新かつ概ね2年以内のものとする。
- ・やさしい日本語やイラストを用いるなど子どもや外国人住民へ可能な限り配慮したものを作成すること。
- ・別途、本市より提供するデータについて同仕様により令和8年9月中旬までに55枚印刷し、発注者指定場所（大阪市内2か所）へ納品すること。

ウ. 枚数

各テーマ 55枚

エ. サイズ

B3ヨコ（縦364mm×横515mm）

※天地左右15mmについては隠れても差し支えないデザインとすること。

オ. 紙質

マットコート紙 135kg 又は 110kg

カ. 納品

- ・ポスターデザイン（案）を令和8年11月末までに発注者に提出すること。以降、本市にてデータ校正を実施するが、校正については3回程度を想定している。本市が校正指示を行った場合、校正指示を受けた日から起算して一週間を期限として校正案を提出すること。

なお、ポスターは令和8年12月末以降の発注者が指定する日までに市民局男女共同参画課あて納品すること。

キ. その他

- ・内容の詳細、その他の事項については、契約後に発注者と受注者の双方で協議のうえ、決定した内容に基づき実施すること。

(4) 地域団体・教育機関等との連携

地域団体・教育機関等と連携した啓発を企画し、実施する。

ア. 実施場所

大阪市内

イ. 啓発テーマ・内容

各啓発内容については、「男女共同参画」に関して親しみやすく身近なものとする。

ウ. 対象者

大阪市内在住・在学・在勤者を実施対象者とする。

<参考>令和7年度実施実績

- ・男女共同参画への関心が高くない人にも受け取りやすい啓発として、大学と連携し、大学生をターゲットに『出前授業』として計3回実施。加えて、大学のキャンパスを利用し、パネル展示等を実施と併せて、落語講演会を開催。

4 共通事項

「3 事業内容」の各事業の実施について、次のとおり共通事項を定める。

- (1) 事業の実施や広報展開にあたっては、Web やデジタルサイネージ等のデジタルコンテンツを活用すること。なお、本市や男女共同参画センターのホームページや SNS との連携については、契約後に発注者と調整すること。
- (2) 実施内容や広報・周知方法については、企画提案の内容を踏まえ、契約後に発注者と協議のうえ決定した内容に基づき決定すること。
- (3) 受注者は、使用する施設の管理者や参加するイベントの実施主体と連携・協働を行うこと。
- (4) イベントやポスター掲出等の実施場所において、事前に調整等が必要な場合は、受注者が行うこと。
- (5) 会場設営・撤収や受付など事業開催にかかる運営管理は、施設の管理者、イベントの実施主体と調整のうえ、受注者が実施すること。
- (6) イベント等の実施に使用する会場等の申込みは、受注者が行うこと。
- (7) 事業報告書掲載用に、実施した事業の状況が分かる写真撮影をすること。
- (8) 会場使用料や各種機材のレンタル料、人件費等事業に必要な一切の費用は、委託料に含む。
- (9) 受注者が実施する事業にあわせて、発注者が用意した本市施策等の資料の配布・設置を行う場合がある。
- (10) ポスターや動画等の作品は、新規の作成を原則とし、人物であれば出演者・協力者等の肖像権、音楽であれば音楽の著作権等、作成に係るあらゆる権利の調整を行い、「ウェブサイト」での動画配信やデジタルサイネージなどの媒体、イベント等での二次利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は業務委託料の範囲で行うこと。なお、本事業で納品したポスターや動画等の使用期間は無期限である。また、万が一、当該素材の使用による権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責

任及び負担において全て処理すること。

- (11) 発注者は受注者に、本事業において作成した啓発物について、データの提供を求めることができる。
- (12) 発注者は受注者に、使用した啓発物などの作成物について、提供を求めることができる。

5 成果目標について

本市では、「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～（令和3年～7年度）」において、3つの施策分野を設定し、成果指標を定め、計画の効果的な実施を図っていくとしている。

うち、「施策分野Ⅲ 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」では、今後実施すべき施策の方向性の1つとして、「基本的方向7 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」を定めている。

さらに、同基本的方向では、成果指標として次の3つを掲げている。

については、本事業においても、この3つの成果指標の目標値達成に資することを特に意識した成果目標を設定のうえ、実施することとする。

具体的には、受注者は、本事業の成果と効果を測定するため、「3 事業内容」の(1)、(2)、(3)及び(4)の各事業について、成果目標と目標値を、それぞれ設定すること。また、それぞれの成果目標について、企画提案書で提案したカウント方法や評価方法により測定した達成状況を、発注者へ提出すること。

なお、令和8年度当初に「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～（令和8年～12年度）」（以下、「新規計画」）を策定予定であるが、あくまで本業務委託においては、「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～（令和3年～7年度）」の成果指標の目標値達成に資することを意識した成果目標の設定及び実施を求めるものである。新規計画策定以後も、引き続き、当該成果目標を有効なものとして取り扱うこととする。

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考
社会全体として男女が平等である と思う市民の割合	11.8%	令和7年度 25%以上	市民局調べ
男性は仕事、女性は家庭を中心とする という考え方を肯定する市民の割合	24.5%	令和7年度 30%以下	市民局調べ
平日において、家事・育児に費やす時間が 30分を超える市民の割合 (20歳～40歳代男性)	① 家事 73.8% ② 育児 53.8%	令和7年度 ①家事 70%以上 ②育児 70%以上	市民局調べ

6 実施計画書等必要資料の作成及び提出

実施計画書（事業内容、全体スケジュール等）を提出し、発注者の確認を得ること。
また、計画書には、各事業について、実施場所、実施時期、手法、成果目標等の企画内容を具体的に記載すること。なお、企画内容について受注者の都合による変更は認めない。

7 事業報告

- (1) 成果目標に対する効果の分析等、仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況・結果等について事業報告書にまとめること。提出のあった事業報告書について、ヒアリングを行う場合がある。
- (2) 本委託業務の収支を明らかにし、「3 事業内容」の「(1) 各区での啓発」については、区ごとに算出し報告すること。
- (3) 各事業において、どこでどのような事業を実施したのか分かる当日の写真を撮影し、事業報告書に添付すること。

8 支払いについて

業務完了後、発注者の検査を経て、業務完了報告に基づき受注者の請求により支払うこととする。

9 実施にあたっての留意事項

- (1) 政治的・宗教的中立性を確保して実施すること。
- (2) 本業務に関連して参加者から入手した個人情報については、「大阪市個人情報の保護

に関する法律の施行等に関する条例（令和5年2月27日条例第5号）」に基づき、適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。

10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

12 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（別紙）を提出すること。

13 その他

- (1) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容（事業実施経費を含む）は、実現を約束したものとみなす。

- (2) 業務の進行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (3) 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取りその改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。
- (4) 本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。
- (5) 本委託で生じる成果物の所有権・著作権については、特約条項に基づき大阪市に譲渡すること。また、著作権を譲渡した成果品について、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。ただし、当該成果品に第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権については、当該第三者に留保されるものとする。
- (6) 本仕様書に基づくすべての業務に関して、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (7) 本業務において発注者から提供された資料、制作した成果物及び書類その他発注者に提出した資料一切について、他の目的に使用してはならない。ただし、発注者の許可を得た場合はその限りではない。
- (8) 本業務の実施にあたって必要な経費は、すべて受注者が負担すること。
- (9) 具体的な事業打ち合わせは、契約締結後に行い、3の各事業実施前に打ち合わせを行うこととし、進捗については発注者の求めに応じて報告を行うこと。仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況、結果等について報告書に記載すること。なお、報告書は、PowerPoint・Word・Excel など、本市において2次利用可能な形式にして作成するものとする。
- (10) 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (11) 本庁舎内への搬入・搬出車両入庫の際は、車高 2.1m 以下の車両となるようにすること。車高が 2.1m を超える場合は、事前に発注者と協議し、2.8m を超えないようにすること。

14 担当

大阪市民政局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL:06-6208-9156 FAX:06-6202-7073

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)